

AHRC NEWS LETTER

電話番号：03-4283-0082

2020年6月 制作・発行 AHRC事業協同組合 <http://ahrc-bc.com>

緊急事態宣言は解除されましたが、入国制限措置や各航空会社の運休等により、技能実習生の入国を待っている企業も多いと思われます。企業にとっても厳しい状況ではありますが、遠い故郷を離れた技能実習生にとっても厳しい状況かと思えます。こうした時こそ、実習生・企業・組合で手を取り合い連携して、難局を乗り越えていきましょう！会員企業様でもしお困りのことがあれば、なんでも当組合にお問合せ下さい。ご一緒に考えさせて頂ければと思います。

1 雇用の存続に関するルール

【解雇に関するルール】

日本では、整理解雇を行う場合の要件は厳しく設定されており、経営の存続が非常に厳しい状態以外では違法になります。労働者の自由な意思に基づかない退職の推奨（退職勧奨）も同様です。

【休業手当の支払義務】

会社の都合で労働者を休ませた場合は、平均賃金の6割以上を休業手当として支払う必要があります。

労働者に休業手当を支払った場合は、一定の要件を満たせば雇用調整助成金を受けられることがあります。この助成金は、日本人の労働者と同じように技能実習生にも適用されます。

2 感染症対策・入国前結核スクリーニング

【新型コロナウイルス感染症対策】

実習生は育った環境も文化も違います。新型コロナウイルス感染症の防止のため、手洗い、消毒、マスク・・・一つ一つ実践できるまで、指導してあげてください。

職場では、各業界のガイドラインに沿って、各実習実施者でのルールを決めて、実習中の感染拡大予防を説明し、実践できるように指導しましょう。

・ 各業界の感染拡大予防ガイドライン https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

【入国前結核スクリーニングの実施について】令和2年7月1日より

出入国在留管理庁、外務省及び厚生労働省は、日本に中長期間滞在しようとする者に対して、入国前に結核に罹患していないことを求める入国前結核スクリーニングを導入することとしています。本スクリーニングは、中長期在留予定の対象者について、その在留資格認定証明書交付申請（在留資格認定証明書を必要としない場合には在外公館で審査を行う査証申請）から指定医療機関にて順次実施されます。

①対象時期 令和2年7月1日以降に調整の整った対象国から

②対象国 フィリピン、ベトナム、中国、インドネシア、ネパール、ミャンマー

3 技能検定について

技能検定の中止により、技能実習生の受検ができない場合の当面の対策です。

【次段階（1号→2号、又は2号→3号）の技能実習へ移行できない場合】

解決策：受検・移行ができるまでの間は「特定活動（4カ月）」の在留資格変更にて就労が可能です。次段階の技能実習期間は この特定活動の在留期間を除いた 残りの期間になります。

【優良要件適合申告書の「技能等の修得等に係る実績」の記載】

解決策：技能検定等の合格率の算定は「やむを得ない不受検者」として算定対象外（母数に含めない）とすることが可能です。添付書類として、予定していた技能検定等が受検できなくなった事情を記載した資料が必要です。